

認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日老発第0331010号）

改正前	改正後（案）
<p style="text-align: right;">老発第0331010号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業の実施について</p> <p>認知症高齢者の介護に関する研修事業については、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）に基づき実施してきたところであるが、今般、事業の名称の変更を行うとともに、研修内容の更なる充実を図る観点から、別紙のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）を定めたので、各都道府県・指定都市においては本事業の適正かつ円滑な実施に特段のご配慮を願いたい。なお、これに伴い、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号老健局計画課長通知）は、廃止する。</p> <p><u>なお、要綱中、4（5）認知症介護指導者養成研修及び（6）フォローアップ研修の対象者については、平成19年度から見直しを予定しているので、おって通知する。</u></p> <p>（別紙）</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業実施要綱</p> <p>1 目的 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、</p>	<p style="text-align: right;">老発第0331010号 平成18年3月31日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業の実施について</p> <p>認知症高齢者の介護に関する研修事業については、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）に基づき実施してきたところであるが、今般、事業の名称の変更を行うとともに、研修内容の更なる充実を図る観点から、別紙のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）を定めたので、各都道府県・指定都市においては本事業の適正かつ円滑な実施に特段のご配慮を願いたい。なお、これに伴い、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号老健局計画課長通知）は、廃止する。</p> <p><u>なお、認知症介護実践研修については、平成20年度から国庫補助を廃止するが、引き続き一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件に該当する研修であることを踏まえ、通知するものである。</u></p> <p>（別紙）</p> <p style="text-align: center;">認知症介護実践者等養成事業実施要綱</p> <p>1 目的 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、</p>

認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

本事業は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、都道府県等は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設、同法第41条に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、その介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、4（5）の認知症介護指導者養成研修及び4（6）のフォローアップ研修については、都道府県等は、別記に掲げる認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

## 3 関係機関との連携

実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

## 4 事業内容

### （1）認知症介護実践研修

#### ① 研修対象者

認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

本事業は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、都道府県等は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設、同法第41条に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、その介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

上記に関わらず、4（1）の認知症介護実践研修については、4（1）の規定によるものとする。

また、4（5）のフォローアップ研修については、都道府県等は、別記に掲げる認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

## 3 関係機関との連携

実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

## 4 事業内容

### （1）認知症介護実践研修

#### ① 実施主体

都道府県等、市町村及び都道府県知事又は市町村長が指定する法人が実施するものとする。

なお、本研修を、指定する法人が実施する場合には、指定を受けようとする者に対し、認知症介護実践研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について、都道府県知事又は市町村長に提出させ、審査するものとする。

#### ② 研修対象者

介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等であって、実施主体の長が適当と認めた者とする。

- ② 実施内容  
研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。
- ③ 実習施設  
介護保険施設・事業者等が有する施設であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。
- ④ 受講の手続等  
ア 受講を希望する者は、市町村の長又は所属の介護保険施設・事業者等の長を通じて、実施主体の長に申し出るものとする。  
イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。
- ⑤ 修了証書の交付等  
ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。  
イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。
- ⑥ 実施上の留意事項  
ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。  
イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。  
ウ 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修 (略)

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 (抄)

- ① 研修対象者  
指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されるものであって、認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等であって、実施主体の長が適当と認めた者とする。

- ③ 実施内容  
研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。
- ④ 実習施設  
介護保険施設・事業者等が有する施設であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。
- ⑤ 修了証書の交付等  
ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。  
イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。
- ⑥ 実施上の留意事項  
実施主体は、認知症介護指導者養成研修(認知症介護研究・研修センターにおいて実施されたものをいう。以下同じ。)修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修 (略)

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 (抄)

- ① 研修対象者  
指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されるものであって、認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(抄)

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

(5) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～ウのすべてを満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ (ア) 介護保険施設・事業者等に従事している者(過去において介護保険施設・事業者等に従事していた者も含む。)

(イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として、③の実施施設において実施される認知症介護指導者養成研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

認知症介護研究・研修センター(別記)及び連携施設

④ 受講手続等

受講の手続等については、認知症介護研究・研修センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア 認知症介護研究・研修センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び認知症介護研究・研修センターの長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(抄)

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

ア 研修参加者は、派遣費用、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

イ 都道府県等が実施する認知症介護実践研修事業の指導者を養成するという本研修の性格を踏まえ、都道府県等は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

(6) フォローアップ研修 (略)

5 認知症介護研修推進計画の策定

都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。

(5) フォローアップ研修 (略)

5 認知症介護研修推進計画の策定

都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。

6 経費の補助

4(2)から(5)の事業に要する経費については、別に定めるところにより補助する。